

岩手県告示第152号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した。

令和4年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 組合の名称 中ノ橋通一丁目地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地 盛岡市肴町4番5号
- 3 設立認可の年月日 令和3年12月8日
- 4 変更の内容
  - (1) 設計の概要の変更
  - (2) 資金計画の変更
- 5 事業計画の変更の認可の年月日 令和4年3月10日